

平成 16 年度 6 月議会 一般質問書

通告に従い順次質問を致します。

まず、景観条例制定についてお伺いします。昭和 30 年代に始まる高度経済成長は、我が国の原風景を大きく変え、何処へ行ってもどの街へ行っても同じ風景を作ってきました。ヨーロッパの町並みの美しさ、田園のすばらしさは旅行するとつくづく感じる処です。小泉首相は「観光立国日本」「一地域一観光」と訴えテレビ CM に登場しています。良好な景観は国民の共有の資産であり今こそ、日本国の景観を守る事の必要性を訴えています。

政府は、本国会に景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、それに、都市緑地保全法等の一部を改正する法律案、いわゆる景観緑三法を成立させると言う事です。自治体と住民が協力して町並みや農村風景など地域一帯の景観を整備保全して行こうとする、いままでにない法案と言う事で期待されています。地方にとっては地域活性化をも促すのではと期待されていると言う事です。景観条例については、昨年度末で全国に 489 の条例が制定されていると言われていています。しかし、その実態は必ずしも条例の精神が生かされていると言う事はなく、条例によって開催された審議会は 161 件と言う状況です。地域全体の景観を包括的に整備出来る基本法制が求められていたと言う事です。

法案は、先の申し上げた 3 法案からなり、注目されるのが、景観法案です。

「国民の共通資産として、現在及び将来の国民が恵沢を享受出来るよう、整備、保全を図らなければ成らない」と言う基本理念を掲げ、自治体、事業者、住民の責務を記し、都市部だけでなく農漁村をも対象にし、それぞれの地域が景観形成を出来るようにすると言う事です。地域に合った景観計画を作成し計画上の制限に合わない物については変更の勧告、命令が出来ると言う事

です。又、景観計画を支える組織として、住民参加の「景観協議会」を設置したり、NPO 法人等の景観形成事業者を「景観整備機構」に指定する事など、法的に位置付けています。又、計画地域内の土地を景観整備機構に譲渡した場合、特別控除を設け、税制面でも整備されています。看板等の規制撤去について、又、緑化事業の促進等についても関係法案の改正により景観形成が支障なく進められる様法整備がなされると言う事です。従来、地域間競争と言え、利便性や地価の動向、住環境と言う事であったことが、これからは、地域全体の景観が地域の存在を示し市民から選ばれる事に成るのではないかと思います。

翻って、三郷市の景観はどうでしょうか。まず、町並み景観についての今日までの街作りの中でどの様な考え方を持ってきたか伺いたいと思います。

私は、過去の一般質問の中で、三郷市の街作りは区画整理地域を除いては、水路の蓋かけ、ネットフェンスが中心的街作りで、行政としてどう言う街を作るのかと言う提案をしてこなかったのではと言う質問をしました。10年もすれば、ネットフェンスの衰れな風景が随所に見られ、整備のストックが景観に取って負の景観とも成っているのが現状ではないでしょうか。今こそ、10年20年に耐えられる良好な景観を作る整備方法に変えるべきと思いますが、今日までの整備手法、政策についての考えを伺いたいと思います。

新市街地とし、インターA地区、つくばエクスプレスの中央地区が整備されていますが、地区計画により、宅地の面積や街路の仕様について決定をしていると言う事です。今回の景観法は、そこに暮らす人々が自らの意志で守るべき景観や将来予想される事を事前に景観計画を作り良好な景観を作って行こうと言う事で、地区計画の枠を大きく超えるものです。住民参加や、NPOによる景観造成とう、市民自ら積極的に街作りに参加しようとするものです。これからの街作りを考えた時、良識ある市民の理解や協力は欠かす

ことが出来ず、景観条例の制定は、市民の街作りに対する参加機会を作る意味からも、又、コミュニティーの育成と言う点からも制定する必要性があるのではないかと思います。条例の制定をする意志があるかどうか、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、河川整備について伺います。特に市内の主要河川整備について伺います。平成 16 年度予算の中で、下第二大場川整備が示されました。事業費 9500 万円、工事区画距離はわずか 75 ㍎と言う事でした。下第二大場川全線の整備が終了するのに何年かかるのでしょうか。20-30 年を要する事に成るでしょうか。又上流部の第二大場川の整備はどうでしょうか。中央地区とインター A 地区の遊水池までの整備計画は、埼玉県の整備計画にあると言う事ですが、その上流部は、葦の繁茂する未整備のまま残ると言う事です。整備の必要性が解っているにも関わらず整備が出来ないと言う事は、単にお金がないからですませる事が出来るのでしょうか。整備水準を変更しても早急に全線改修するべきではないのでしょうか。現在進められている下第二大場川整備の様なフル装備整備の必要があるのでしょうか。河川整備手法が今大きく変わろうといています。コンクリート護岸を壊して自然石を使用した護岸に、又、わざわざ水の流れを蛇行させたり、水草をわざわざ植え込むと言う、より自然に近い整備手法に変わってきています。自然堤防を残す整備に変わってきているのです。私は、この様な整備手法を取り入れる事により、より低コストで整備が出来る上に、整備距離を伸ばす事が出来るのではと思います。フル整備ではないが、20-30 年も待たずして整備が出来るように政策の転換をすべきと思います。県担当課と協議をし数年の内に整備が出来るようにすべきではと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

ここで問題になるのが、財政状況です。私は、有休資産は早々に売却をすべきと一般質問を 2 度しましたが、今年度、2 ヶ所売却する事に成りました。

しかし、有休資産の中の最大の問題は、半田運動公園であると思います。平成 5 年度に取得しました。取得費 57 億円、平成 14 年までの 9 年間の累積金利は 13 億 1300 万余に成っています。15 年度の金利 4810 万を加算すると、15 年度までの累積金利は 13 億 6124 万円と成ります。本年度 23 億で開発公社より買い上げ、残り 34 億円についても平成 17 年度までに公社から買い上げると言う事です。そうなりますと、いよいよ返済が始まります。予定ですと平成 18 年度には 10 年返済と言う事ですので 5 億 7 千万に金利がかかり 6-7 億の支払いが待っているのです。このまま 10 年間払い続ける事が真に三郷市民のためになるのでしょうか。私は、5 割全部とは言いませんが、せめて 3 割を売却し、3 番で質問しますが、下水処理場上部デッキの 7 割に運動公園を設置し、その他の資金はより親水性を考慮した自然堤防を残す河川整備に当ててはどうかと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

市有財産を処分すると言うと将来に対して不安を持つ方もおられると思いますが、行政が何でも自前の施設を所有し市民サービスをすると言う必要性はこれからは少なくなるのではと思います。NPO や PFI あるいは市民の資産をお借りすると言う事でも十分市民サービスは出来ると思います。市長の決断を伺いたいと思います。

次に、スポーツ振興策について伺います。

今年は、8 月にはアテネオリンピックが、10 月には埼玉国体が開催され、市内でもハンドボール競技が行われます。国民のスポーツへの関心が高まり、スポーツのすばらしさ、そして、多くの感動を味わう事が出来るのではと思います。又、様々なスポーツへの興味を持つ機会とも成るのではと思います。市内のスポーツ環境は総合体育館をはじめ 14 ヶ所を要し多くの市民に利用されています。

それら施設の担当課は、教育委員会のスポーツ推進課、自治文化課、公園緑地課と3課に別れています。各施設では、様々な企画の下、スポーツ振興は行われていると思いますが、実態は、場所貸しと言いますか、利用者の時間割を作ると言った事に終わっているのではないかと思います。より積極的に市民の様々なスポーツ需要掘り起こし、指導育成するという事は出来ているのでしょうか。多くの市民にスポーツに親しんでもらうと言う施策はあるのでしょうか。各施設の担当が3課に分かれていると言う事でスポーツ振興策を講じる事ができるのでしょうか。まず、三郷市のスポーツ振興についての基本的な考えを伺いたいと思います。

教育委員会にはスポーツ推進課がありますが、推進課が全スポーツ施設をいかに有効に使用し各施設が多くの市民に利用される様、企画、運営をするべきではと思います。市民の中には、レクリエーション程度のスポーツや、マイナーなスポーツ、又、競技スポーツを目指す市民と幅広く存在すると思います。そんな市民のスポーツ需要に対して3課に分かれて出来るのでしょうか。私は、スポーツ全般について担当する専門部署を設け、多くのスポーツ需要に応えて行くべきではと思います。現状についての考えを伺いたいと思います。

スポーツ振興策の行き着く先は、スポーツ振興が行政組織の一部と言う枠を超え、独立した組織とし、様々な市民の要望に応える組織に成らなければと思います。そこで、スポーツ関連施設を統合し、スポーツ財団を設立し、より積極的にスポーツ振興をする事、又、スポーツ関連事業は全て財団が行うと言う事にしてはと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

市内のスポーツ施設を概観した時、中心施設は総合体育館であると思います。総合体育館を中心とした、スポーツ施設の集約を考えるべきではと思います。

1問目でもふれましたが、財政的側面での半田運動公園の処分は避けて通れないと思いますが。スポーツ施設と言う点からも、半田運動公園の施設とし

での魅力はなく、その整備を待つまでもなく処分を検討すべきと思います。私は、平成15年9月議会でも質問しましたが、中川下水処理センターの上部デッキ約7分の1の用地に三郷市として整備する事が、スポーツ施設として十分の施設になるのではないかと思います。現在、盛土工事が進められています。前回の私の質問に対して、市長はサッカー場を作ると言う答弁がありました。しかし、積極的に半田運動公園を処分し、その代替施設として、用地的にも、又、総合体育館の隣と言うロケーション的にも本格整備する事が、これからのスポーツ振興を考えたとき最善と思います。屋内スポーツを楽しむ事も屋外スポーツを楽しむ事が出来る施設になるのではと思います。現在8系列目の工事がされていますが、体育館側に12系列まで予定されており完成すれば、総合体育館と文字通り一体施設としての活用が可能に成ると思います。しかも、8系列以後はデッキの加重が完成済みのデッキの2倍に耐えると言う事で、より充実した施設整備が可能と成ります。三郷市としては、下水処理と言うどちらかと言えば迷惑施設ではありますが、広大な用地を積極的に利用し、下水処理場と言うイメージを払拭する意味からも施設整備をすべきではと思います。市長の決断を期待し第1問目の質問を終わります。